



年末調整を行う“定額減税”

「年調減税事務のポイント」

1人あたり4万円(所得税3万円、住民税1万円)の税負担を減らす定額減税制度が令和6年6月に始まりました。この制度は、本年6月1日以降に支払う給与などに対する「月次減税事務」と、年末調整の際に精算を行う「年次減税事務」という2段階制度を採っています。

今年の年末調整は早めの対策が必要です。そこで本セミナーでは、「年次減税事務」のポイントをわかりやすくお伝えします。

【講座内容】

- 定額減税の概要
- 扶養情報等対象者の確認のポイント
- 年次減税事務の流れ
- 住宅ローン控除やふるさと納税等がある場合の注意点
- 源泉徴収票の作成のポイント
- 定額減税で間違いやすい留意点
- 定額減税で引ききれない場合の調整給付について

日時 令和6年 **12月3日(火)**
13:30~15:00

会場 長門商工会議所

定員 **30名** (先着順にて締め切ります)

対象 中小・小規模事業者 (会員・非会員問わず)

申込み 下記申込書に必要事項をご記入のうえ
11月29日(金) までに、FAXまたは
2次元コードにてお申し込みください。

講師

山口県よろず支援拠点コーディネーター
高田啓一税理士事務所・代表

高田 啓一 (たかた けいいち) 氏

◎ 山口県よろず支援拠点とは・・・

山口県よろず支援拠点は、国が設置した経営相談所です。
相談者の成長ステージに応じたサポートを行います。

幅広い領域における資格と専門職をもったコーディネーター
が相談対応を行います。

主催：長門商工会議所 共催：ながと青色申告会

☎ 長門商工会議所 支援課
TEL: 0837-22-2266
FAX: 0837-22-6490



12/3(火)開催 定額減税「年調減税事務のポイント」セミナー 受講申込書

長門商工会議所 行 (FAX 0837-22-6490)

※このままのサイズでFAXしてください。

事業所名		メール (必須)	
所在地		TEL	
受講者名		FAX	

※本申込書にご記入いただいた個人情報は、当所及び山口県よろず支援拠点からの連絡・情報提供のために利用することがあります。